

寄附金取扱規程

制 定 平成28年 9 月 1 日
最近改正 令和 3 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下「財団」という。）が受け入れる寄附金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第 2 条 財団が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 使途特定寄附金 寄附者により使途が予め特定された寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の使途)

第 3 条 一般寄附金は、財団の基本財産に組み入れる等、財団の指定した使途に使用するものとする。

2 特定寄附金は、寄附者の指定した使途に使用するものとする。

(受け入れの制限)

第 4 条 財団の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの財団が受け入れるには不相当と認められるときには、当該寄附金を受け入れることができない。

(寄附手続き)

第 5 条 寄附の申込みは、書面（電磁的方法によるものを含む）により受け付けるものとし書式を寄附申込書（第 1 号様式）に示す。決済サービス等のシステムを利用する場合には、そのシステムの規定により内容を変更できるものとする。

2 財団は、前項により寄附金の申込みを受理したときは、第 4 条に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを行う。

(受領書等の送付)

第 6 条 寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領書（第 2 号様式または第 3 号様式）等を寄附者に送付するものとする。当該様式は書面以外に電磁的方法による発行も可能とする。また、決済サービス等のシステムを利用する場合には、そのシステムの規定により内容を変更できるものとする。

2 前項の寄附金受領書には、財団の基本財産又は事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第 7 条 財団は、決算確定後 1 か月以内に寄附金総額、使途、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、報告書の交付は、ホームページ上の公開に代えることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(制改定)

第9条 この規程の制改定は、理事長が行うものとする。

附 則

この規程は平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
理事長 (理事長名) 様

寄附申込者
住所 〒

法人名又は団体名

氏名 (代表者職氏名)

寄附申込書

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団の寄附の趣旨に賛同し、次の金額を寄附します。

寄附金額 _____ 円

寄附金の使途

連絡先：

(法人名 (団体名))：

(役職/所属部課名)：

(氏名)：

(電話)：

(FAX)：

(e-mail)：

※寄附者名称の公表 (同意する ・ 同意しない)

第2号様式

令和 年 月 日

寄附金受領証明書

住所 _____

氏名 _____ 様

¥ _____

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団の（基本財産／〇〇事業）に対する寄附として、上記の金額を受領いたしました。

受領日：令和 年 月 日

〒230-0045 横浜市鶴見区末広町1-6
公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
理事長 （理事長名）

※当団体に対する寄附金は、神奈川県及び横浜市の条例指定対象寄附金です。

※この寄附金を神奈川県及び横浜市が条例で指定している団体に支払った翌年の1月1日現在、神奈川県及び横浜市内にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ本証明書を添付し申告することにより、所得税、個人住民税の税制上の優遇措置を受けられます。

注 所得税の確定申告の義務がない方は、寄附を行った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ本証明書を添付し申告することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

第3号様式

令和 年 月 日

寄附金受領証明書

住所 _____

氏名 _____ 様

¥ _____

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団の（基本財産／〇〇事業）に対する寄附として、上記の金額を受領いたしました。

受領日：令和 年 月 日

〒230-0045 横浜市鶴見区末広町1-6
公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
理事長 （理事長名）

※当団体に対する寄附金は、法人税法第37条に定める特別損金算入限度額の対象となります。